

三 夕 協 第 1 9 2 号
令和 4 年 7 月 1 3 日

三重県地方最低賃金審議会
会 長 安 井 広 伸 様

一般社団法人三重県タクシー
会 長 末 吉

地域別最低賃金額改定の審議について（要請）

謹啓 平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響は、令和2年から令和4年の7月になっても感染拡大の状況が続いており、タクシー事業におきましても極めて深刻な状況が続いております。5月頃には減少傾向になっていましたが、7月に入り第7波に入ったとの声も聞かれます。

三重県においては、特に観光客の激減の影響があり、特に伊勢志摩においては甚大な影響を受けております。タクシー協会の伊勢市の事業者では、2社が廃業をいたしました。多くの事業者におきましては、最近の燃料高騰等もありますます疲弊しております。雇用調整助成金の特例措置の補助金申請や LPG ガス補助金申請等をしていますが、最低賃金に見合う営業収入に満たないため、事業者が負担する事態になっています。そもそも労働力不足による経営基盤の脆弱が進んでいるところへの直撃で、退出を余儀なくされる事態に陥っております。感染の収束が見通せない中、タクシー事業者はこうした状況の下、雇用調整助成金等の支援措置を最大限活用しながら運転者の雇用を守り、一方で県民の安定的な移動の確保・維持に日夜必死に努力を続けております。

現在の経済情勢下において、最低賃金の引き上げることは、タクシー事業者に与える影響は計り知れず、雇用が守れず、結果事業の縮小、退出ひいては地域交通網への悪影響といったことにつながるものと考えます。

貴会におかれましては、タクシー業界の実情に一層のご理解を賜わり、今回の最低賃金の引き上げにつき、慎重の上にも慎重にご審議いただきますようお願い申し上げます。

謹白



2022 年 7 月 21 日

三重地方最低賃金審議会
会 長 安井 広伸 様

三重県労働組合総
議長 白井

2022 年度三重地方最低賃金の引き上げ要請について

労働者の労働条件の向上と地域経済の健全な発展に向けご尽力いただいていることに敬意を表します。

世界的なコロナ禍に加え、ロシアによるウクライナ侵攻により世界的に物価の高騰が止まりません。高騰は今後も続くと思われ、物価上昇率を超える最低賃金の伸びを行わなければなりません。

コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者、飲食・観光関連労働者の多くが非正規労働者で、最低賃金近傍の低賃金で働いており、最低賃金が低い地域ほど経済的ダメージはより深刻です。この難局を乗り越えるには、最低賃金を 1500 円以上に引き上げて国民購買力を引き上げることが不可欠です。我が国は 90 年代以降、実質賃金も最低賃金も上がらず OECD の中で最下位グループにいます。この間、欧米では最低賃金を適切に上げ全体の底上げを図り経済の循環に目を向けています。いまこそ最低賃金は 1500 円以上に引き上げるべきです。

私たちの調査では都会で暮らしても地方で暮らしても生計費に大きな違いは出ないことが分かりました。「全国一律最低賃金」を求めますが、いずれにせよ愛知県との賃金格差は深刻であり、若年層の人口流出が止まりません。人口流出をストップさせるためにも最低賃金 1500 円以上を求めます。

最低賃金大幅引き上げとセットで中小零細企業への早急な支援策を行わなければなりません。現行の支援だけではなく、社会保険料の減免・軽減措置なども含めた抜本的な支援を求めるものです。

委員会のみなさまには、最低賃金近傍の低賃金で働いている労働者の実状を確かめていただきたい。ケア労働者・飲食業労働者・観光産業従事者などの現場に直接出向き、あるいは意見を聞き、そのうえで三重県の活性化のためにも最低賃金の大幅引き上げを願います。

また、最低賃金の大幅に引き上げとともに、労働者の雇用環境の改善、労働者の最低生活を守るうえで労働行政に従事する監督官等の増員と、機構の拡充が強く求められています。

以上のことから、下記事項について貴審議会に強く要請します。

記

1. 地域最低賃金額を直ちに 1500 円以上に引き上げ、労働者の生計費原則に基づい



た「全国一律最低賃金制度」を実現すること。

2. 専門部会を公開し、非正規労働者、あるいは最低賃金生活体験者自身が意見陳述を行う機会を設けること。
3. 最低賃金を引き上げ、地域間格差の解消、中小企業負担を軽減する直接支援の導入。働く労働者の社会保険料負担の減額制度を検討すること。

以上